

Ⅱ 調査結果の概要

— 調査結果の主なポイント —

◇ 漁業経営体 ～前回比168経営体（20.6%）減少～

個人経営体は601経営体で、前回（平成30年。以下同じ。）に比べ177経営体（22.8%）、減少した。団体経営体は47経営体で、前回に比べ9経営体（23.7%）増加した。

◇ 個人経営体 ～他の仕事との兼業率は64.9%。民宿兼業の経営体数は全国1位～

漁業を営む個人経営体の漁業以外の仕事との兼業率は64.9%で、全国の44.7%を上回っている。また、個人経営体の兼業状況をみると、漁家民宿を兼業している経営体が、105経営体あり、前回に引き続き全国1位となっている。兼業として民宿を営む経営体は、若狭町が40経営体で最も多く、次いで小浜市が25経営体となっている。

◇ 漁業就業者 ～前回比20.2%減。65歳以上の高齢者割合は微減～

漁業就業者は、前回と比べて268人（20.2%）減少した。就業者全体に占める65歳以上の割合は、前回の41.6%から40.1%に減少したものの、引き続き漁業就業者全体の4割を占めている。

◇ 漁船 ～経営体の減少に伴い、前回比21.1%減少～

漁船の総隻数は、975隻で、前回に比べ260隻（21.1%）減少した。また、動力漁船隻数は前回に比べ151隻減少の587隻であった。

表1 2023年漁業センサス主要項目の推移

区 分	福井県			全国		
	平成30年	令和5年	増減率	平成30年	令和5年	増減率
漁業経営体	経営体 816 (100.0)	経営体 648 (100.0)	% △ 20.6	79,067 (100.0)	経営体 65,662 (100.0)	% △ 17.0
個人経営体	778 (95.3)	601 (92.7)	△ 22.8	74,526 (94.3)	61,388 (93.5)	△ 17.6
団体経営体	38 (4.7)	47 (7.3)	23.7	4,541 (5.7)	4,274 (6.5)	△ 5.9
個人経営体	778 (100.0)	601 (100.0)	△ 22.8	74,526 (100.0)	61,388 (100.0)	△ 17.6
専業の経営体	223 (28.7)	211 (35.1)	△ 5.4	38,298 (51.4)	33,921 (55.3)	△ 11.4
兼業の経営体	555 (71.3)	390 (64.9)	△ 29.7	36,228 (48.6)	27,467 (44.7)	△ 24.2
漁業就業者	人 1,328 (100.0)	人 1,060 (100.0)	△ 20.2	人 151,701 (100.0)	人 121,389 (100.0)	△ 20.0
うち65歳以上	552 (41.6)	425 (40.1)	△ 23.0	58,117 (38.3)	47,529 (39.2)	△ 18.2
漁船隻数	隻 1,235 (100.0)	隻 975 (100.0)	△ 21.1	隻 132,201 (100.0)	隻 109,283 (100.0)	△ 17.3
うち動力漁船	738 (59.8)	587 (60.2)	△ 20.5	69,920 (52.9)	58,906 (53.9)	△ 15.8

() 内は構成比(%)

1 漁業経営体

(1) 経営組織別経営体数

海面漁業の漁業経営体数は648経営体で、前回に比べ168経営体（20.6％）減少した。

経営組織別にみると、個人経営体は601経営体で、前回に比べ177経営体（22.8％）減少し、団体経営体は47経営体で前回に比べ9経営体（23.7％）増加した。

表2 経営組織別経営体数

区 分	平成30年		令和5年		福井県		全国
					増減数	増減率	増減率
計	816	(100.0)	648	(100.0)	△ 168	△ 20.6	△ 17.0
個人経営体	778	(95.3)	601	(92.7)	△ 177	△ 22.8	△ 17.6
団体経営体	38	(4.7)	47	(7.3)	9	23.7	△ 5.9
会社	21	(2.6)	31	(4.8)	10	47.6	4.0
漁業協同組合	1	(0.1)	4	(0.6)	3	300.0	△ 6.1
漁業生産組合	-	-	-	-	-	-	-
共同経営	16	(2.0)	12	(1.9)	△ 4	△ 25.0	△ 20.9
その他	-	-	-	-	-	-	△ 11.1

単位：経営体、（ ）内は構成比（％）

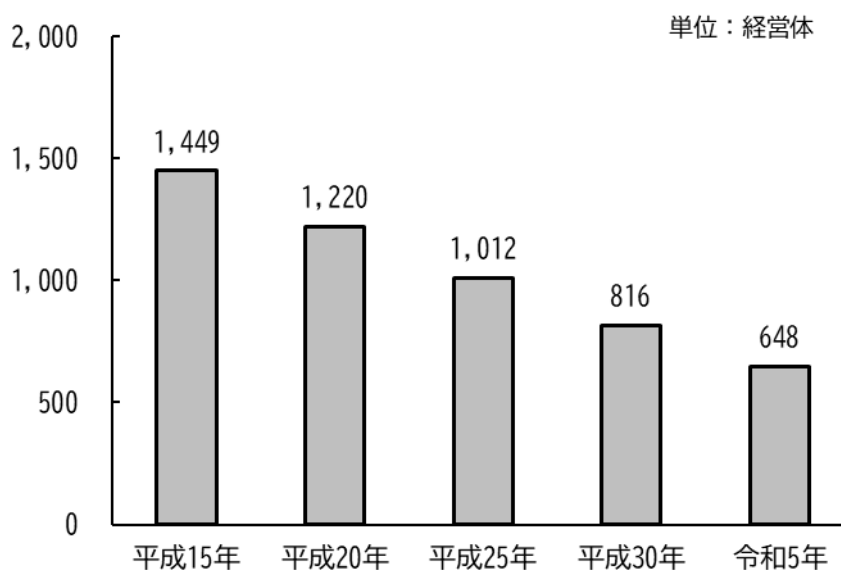


図1 漁業経営体数の推移

- ・ 海面漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯または事業所をいう。ただし、過去1年間に於ける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
- ・ 個人経営体とは、個人で漁業を自営する経営体をいう。
- ・ 団体経営体とは、個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

(2) 市町別経営体数

漁業経営体を市町別にみると、越前町が103経営体と最も多く、次いで小浜市が95経営体、福井市が85経営体となっている。

また、前回に比べ、福井市および越前町では経営体数が増加したが、他の9市町では減少しており、あわら市では91.4%、南越前町では47.7%、美浜町では42.7%の減少となった。

表3 市町別経営体数

区 分	平成30年		令和5年		増減率
					%
計	816	(100.0)	648	(100.0)	△ 20.6
福 井 市	77	(9.4)	85	(13.1)	10.4
敦 賀 市	83	(10.2)	66	(10.2)	△ 20.5
小 浜 市	103	(12.6)	95	(14.7)	△ 7.8
あ わ ら 市	35	(4.3)	3	(0.5)	△ 91.4
坂 井 市	68	(8.3)	40	(6.2)	△ 41.2
南 越 前 町	44	(5.4)	23	(3.5)	△ 47.7
越 前 町	90	(11.0)	103	(15.9)	14.4
美 浜 町	96	(11.8)	55	(8.5)	△ 42.7
高 浜 町	58	(7.1)	34	(5.2)	△ 41.4
お お い 町	80	(9.8)	69	(10.6)	△ 13.8
若 狭 町	82	(10.0)	75	(11.6)	△ 8.5

単位：経営体、()内は構成比(%)

(3) 漁業層別経営体数

漁業層別にみると、沿岸漁業層は583経営体、中小漁業層は65経営体で、前回に比べそれぞれ155経営体（21.0%）、13経営体（16.7%）減少した。

表4 漁業層別経営体数

区 分	平成30年		令和5年		増減率
					%
計	816	(100.0)	648	(100.0)	△ 20.6
沿岸漁業層	738	(90.4)	583	(90.0)	△ 21.0
海面養殖層	50	(6.1)	50	(7.7)	0.0
上記以外の沿岸漁業層	688	(84.3)	533	(82.3)	△ 22.5
中小漁業層	78	(9.6)	65	(10.0)	△ 16.7

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

- ・ 沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網および海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
- ・ 中小漁業層とは、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

(4) 主な漁獲物の出荷先別経営体数

漁獲物の主な出荷先別にみると、「漁業協同組合の市場または荷さばき所」が469経営体（全漁業経営体に占める割合は72.4%）と最も多く、次いで「漁業協同組合以外の卸売市場」が73経営体（同11.3%）となっており、前回に比べそれぞれ90経営体（16.1%）、35経営体（32.4%）減少した。

表5 主な漁獲物の出荷先別経営体数

区 分	平成30年		令和5年		増減率
					%
計	816	(100.0)	648	(100.0)	△ 20.6
漁業協同組合の市場または荷さばき所	559	(68.5)	469	(72.4)	△ 16.1
漁業協同組合以外の卸売市場	108	(13.2)	73	(11.3)	△ 32.4
流通業者・加工業者	11	(1.3)	8	(1.2)	△ 27.3
小売業者・生協	21	(2.6)	11	(1.7)	△ 47.6
外食産業	3	(0.4)	7	(1.1)	133.3
消費者に直接販売	78	(9.6)	68	(10.5)	△ 12.8
その他	36	(4.4)	12	(1.9)	△ 66.7

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

(5) 漁獲物・収獲の販売金額規模別経営体数

漁獲物・収獲物の販売金額規模別にみると、「100万円未満」の漁業経営体は279経営体（全漁業経営体に占める割合は43.1%）で最も多く、次いで「100万円以上500万円未満」が209経営体（同32.2%）となっている。

また、2,000万円以上（「2,000万円～5,000万円」、「5,000～1億」および「1億円以上」）の経営体数は88経営体であり、前回に比べ1経営体減少でほぼ横ばいであった。

表6 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

	計	100万円未満	100～500万円	500～1,000万円	1,000～2,000万円	2,000～5,000万円	5,000～1億	1億円以上
数（経営体）								
平成30年	816	390	249	56	32	36	36	17
令和5年	648	279	209	51	21	34	37	17
対前回増減率（%）	△ 20.6	△ 28.5	△ 16.1	△ 8.9	△ 34.4	△ 5.6	2.8	0.0
構成比（%）								
平成30年	100.0	47.8	30.5	6.9	3.9	4.4	4.4	2.1
令和5年	100.0	43.1	32.3	7.9	3.2	5.2	5.7	2.6

注：「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

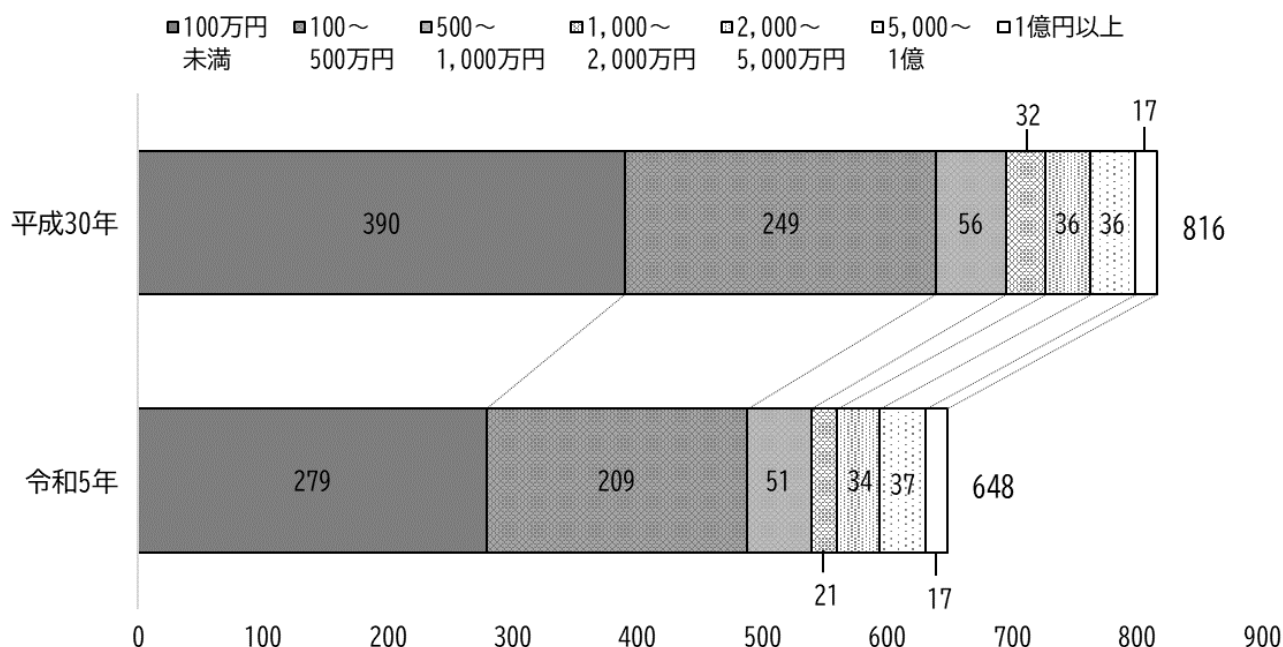


図2 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

(6) 販売金額1位の漁業種類別経営体数

販売金額1位の漁業種類別にみると、「採貝・採藻」が167経営体（全漁業経営体に占める割合は25.8%）で最も多く、次いで「その他の漁業」が89経営体（同13.7%）となっている。また、「小型底びき網」（65経営体）、「その他の網漁業」（20経営体）などの漁業種類において、前回に比べ経営体数が増加している。

表7 販売金額1位の漁業種類別経営体数

区 分			平成30年	令和5年	増減率
底 び き 網	沖合底びき網	1 そうびき	27 (3.3)	25 (3.9)	△ 7.4
	小 型 底 び き 網		49 (6.0)	65 (10.0)	32.7
船 び き 網			4 (0.5)	4 (0.6)	0.0
刺 網	そ の 他 の 刺 網		78 (9.6)	48 (7.4)	△ 38.5
大 型 定 置 網			19 (2.3)	17 (2.6)	△ 10.5
小 型 定 置 網			53 (6.5)	43 (6.6)	△ 18.9
そ の 他 の 網 漁 業			6 (0.7)	20 (3.1)	233.3
は え 縄	沿 岸 ま ぐ ろ は え 縄		- -	1 (0.2)	-
	そ の 他 の は え 縄		32 (3.9)	20 (3.1)	△ 37.5
釣	沿 岸 か つ お 一 本 釣		1 (0.1)	- -	-
	沿 岸 い か 釣		40 (4.9)	24 (3.7)	△ 40.0
	ひ き 縄 釣		2 (0.2)	1 (0.2)	△ 50.0
	そ の 他 の 釣		114 (14.0)	74 (11.4)	△ 35.1
採 貝 ・ 採 藻			202 (24.8)	167 (25.8)	△ 17.3
そ の 他 の 漁 業			139 (17.0)	89 (13.7)	△ 36.0
海面養殖	ば り 養 殖		1 (0.1)	- -	-
	ま だ い 養 殖		6 (0.7)	5 (0.8)	△ 16.7
	と ら ふ ぐ 養 殖		23 (2.8)	24 (3.7)	4.3
	に じ ま す 養 殖		-	1	
	その他のさけ・ます養殖	3 {	- (0.4)	1 (0.3)	△ 33.3
	そ の 他 の 魚 類 養 殖	3		0	
	か き 類 養 殖		13 (1.6)	12 (1.9)	△ 7.7
	わ か め 類 養 殖		1 (0.1)	4 (0.6)	300.0
真 珠 養 殖			3 (0.4)	3 (0.5)	0.0
計			816 (100.0)	648 (100.0)	△ 20.6

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

注： 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」および「その他のさけ・ます養殖」を分離し新たに調査項目として設定しており、平成30年値は「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」および「その他のさけ・ます養殖」を含んでいる、また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」および「その他のさけ・ます養殖」と「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

- ・ 「その他の刺網」とは、流し網または刺網を使用して行う漁業で「さけ・ます流し網」および「かじき等流し網」以外のものをいう。
- ・ 「その他の網漁業」とは、網漁業であって「底びき網」、「船びき網」、「まき網」、「刺網」、「さんま棒受網」および「定置網」以外のものをいう。
- ・ 「その他の釣」とは、「はえ縄」以外の釣漁業であって、「かつお一本釣」、「いか釣」および「ひき縄釣」以外のものをいう。
- ・ 「採貝・採藻」について、採貝とは、小型底びき網、潜水器漁業等以外の貝をとることを目的とする漁業をいい、採藻とは、潜水器漁業等以外の海藻をとることを目的とする漁業をいう。
- ・ 「その他の漁業」とは、「網漁業」、「はえ縄」、「釣」、「小型捕鯨」、「潜水器漁業」および「採貝・採藻」以外のすべての漁業をいう。

2 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は211経営体（全個人経営体に占める割合は35.1%）、第1種兼業は117経営体（同19.5%）、第2種兼業は273経営体（同45.4%）で、いずれも前回に比べ経営体数が減少している。

表8 専兼業別経営体数

区 分	平成30年		令和5年		福井県		全国
					増減数	増減率	増減率
						%	%
計	778	(100.0)	601	(100.0)	△ 177	△ 22.8	△ 17.6
専業	223	(28.7)	211	(35.1)	△ 12	△ 5.4	△ 11.4
兼業	555	(71.3)	390	(64.9)	△ 165	△ 29.7	△ 24.2
第1種兼業	177	(22.8)	117	(19.5)	△ 60	△ 33.9	△ 31.0
第2種兼業	378	(48.6)	273	(45.4)	△ 105	△ 27.8	△ 16.1

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

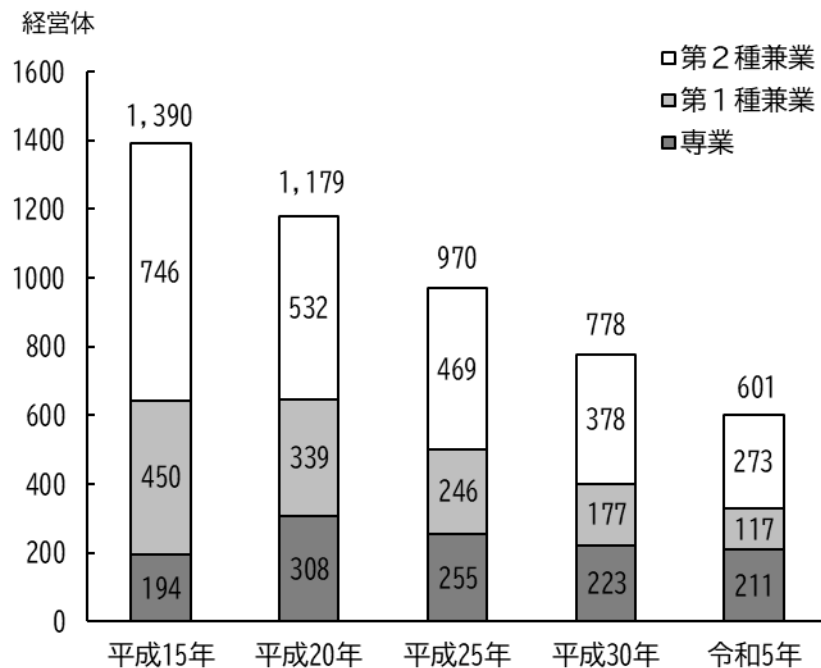


図3 専兼業別経営体数の推移

- ・ 第1種兼業の経営体とは、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった経営体をいう。
- ・ 第2種兼業の経営体とは、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった経営体をいう。

(2) 営んだ兼業種類別経営体数

個人経営体の兼業状況をみると、漁業以外の仕事に雇われている世帯員がいる経営体が114経営体（全個人経営体に占める割合は19.0%）で最も多くなっている。

漁業以外の自営業では、漁家民宿を兼業している経営体が105経営体（同17.5%）、遊漁船業を兼業する経営体が125経営体（同20.8%）となっており、漁家民宿を兼業している経営体数は全国1位、遊漁船業を兼業している経営体数は全国10位の数値となっている（VI 参考資料「漁家民宿および遊漁船業との兼業状況」（P77）参照）。

表9 兼業種類別経営体数ならびに漁家民宿の宿泊者数

区 分	経営体数	構成比	年間 宿泊者数
		%	人
計	601	100.0	
（うち兼業経営体）	(390)	(64.9)	
自営業			
水産物の加工	29	4.8	
漁家民宿	105	17.5	90,085
漁家レストラン	9	1.5	
遊漁船業	125	20.8	
農業	38	6.3	
小売業	19	3.2	
その他	56	9.3	
共同経営に出資従事	63	10.5	
雇われ			
漁業雇われ	76	12.6	
漁業以外の仕事に雇われ	114	19.0	

注：複数回答がある項目であり、構成比は全個人経営体数（601）に対する割合を示すため、合計は100%にはならない。

(3) 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数

個人経営体を基幹的漁業従事者の年齢階層別にみると、基幹的漁業従事者が75歳以上の経営体が124経営体（全個人経営体に占める割合は20.6%）で最も多い。

表10 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数

区 分	平成30年		令和5年		増減率
					%
計	778	(100.0)	601	(100.0)	△ 22.8
海上作業従事世帯員がいる	778	(100.0)	601	(100.0)	△ 22.8
15～29歳	13	(1.7)	12	(2.0)	△ 7.7
30～39歳	44	(5.7)	31	(5.2)	△ 29.5
40～49歳	68	(8.7)	70	(11.6)	2.9
50～59歳	138	(17.7)	91	(15.1)	△ 34.1
60～64歳	110	(14.1)	72	(12.0)	△ 34.5
65～69歳	142	(18.3)	103	(17.1)	△ 27.5
70～74歳	102	(13.1)	98	(16.3)	△ 3.9
75歳以上	161	(20.7)	124	(20.6)	△ 23.0
海上作業従事世帯員がいない	-	-	-	-	-

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

- ・ 基幹的漁業従事者とは、個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

(4) 自家漁業の後継者がいる経営体数

自家漁業の後継者がいる経営体は93経営体（全個人経営体に占める割合は15.5%）で、前回と比べ2.9ポイント増加した。

表11 自家漁業の後継者がいる経営体数

区 分	平成30年		令和5年	うち後継者あり	
		うち後継者あり			
福井県	778	98 (12.6)	601	93 (15.5)	
全国	74,526	12,699 (17.0)	61,388	10,358 (16.9)	

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

- ・ 後継者とは、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

(5) 世代構成別経営体数

個人経営体を世代構成別にみると、一人個人経営が457経営体（全個人経営体に占める割合は76.0％）で最も多く、全国と比べて11.4ポイント高い。

表12 世代構成別経営体数

区 分	福井県		全国	
計	601	(100.0)	61,388	(100.0)
一世代個人経営	508	(84.5)	51,025	(83.1)
一人個人経営	457	(76.0)	39,660	(64.6)
夫婦個人経営	44	(7.3)	10,872	(17.7)
その他	7	(1.2)	493	(0.8)
二世世代個人経営	82	(13.6)	9,360	(15.2)
親子個人経営	79	(13.1)	9,281	(15.1)
その他	3	(0.5)	79	(0.1)
三世世代等個人経営	11	(1.8)	1,003	(1.6)

単位：経営体、（ ）内は構成比(%)

- ・ 一世代個人経営とは、漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」および「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
- ・ 二世世代個人経営とは、一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」および「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
- ・ 三世世代等個人経営とは、一世代個人経営および二世世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

3 漁業就業者

(1) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者は1, 060人で、前回に比べ268人(20.2%)減少した。

これを自営・雇われ別にみると、自家漁業のみに従事した人は556人、漁業従事役員は66人、雇われて漁業に従事した者は438人となっている。

また、新規就業者数は30人で、前回に比べ12人(66.7%)増加した。

表13 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分	平成30年		令和5年		福井県		全国
					増減数	増減率	増減率
						%	%
漁業就業者	1,328	(100.0)	1,060	(100.0)	△ 268	△ 20.2	△ 20.0
うち新規就業者	18	(1.4)	30	(2.8)	12	66.7	8.4
自家漁業のみに従事	749	(56.4)	556	(52.5)	△ 193	△ 25.8	△ 21.3
うち新規就業者	7	(0.5)	10	(0.9)	3	42.9	△ 12.8
漁業従事役員	96	(7.2)	66	(6.2)	△ 30	△ 31.3	△ 7.7
漁業雇われ	483	(36.4)	438	(41.3)	△ 45	△ 9.3	△ 19.9
うち新規就業者	11	(0.8)	20	(1.9)	9	81.8	15.6

単位：人、()内は構成比(%)

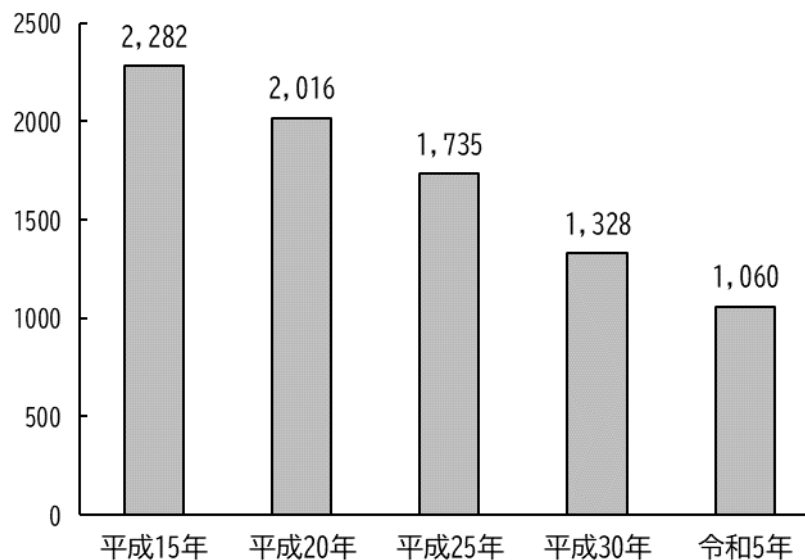


図4 漁業就業者の推移

- ・ 漁業就業者とは、満15歳以上で過去1年間に海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
- ・ 自家漁業のみとは、漁業就業者のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業および雇われての漁業には従事していない者をいう。(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)
- ・ 漁業従事役員とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人およびその代理を委任された者である。
- ・ 漁業雇われとは、漁業就業者のうち上記以外の者をいう。(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)

(2) 年齢階層別漁業就業者数

漁業就業者を年齢階層別でみると、50～59歳が158人（全漁業就業者に占める割合は14.9%）で最も多い。漁業就業者の増減率をみると、15～29歳が前回に比べ20人（29.9%）増加したが、そのほかの区分においてはすべて減少している。

表14 年齢階層別漁業就業者数

区 分	平成30年		令和5年		福井県		全国
					増減数	増減率	増減率
						%	%
計	1,328	(100.0)	1,060	(100.0)	△ 268	△ 20.2	△ 20.0
15～29歳	67	(5.0)	87	(8.2)	20	29.9	△ 16.6
30～39歳	151	(11.4)	127	(12.0)	△ 24	△ 15.9	△ 21.2
40～49歳	159	(12.0)	140	(13.2)	△ 19	△ 11.9	△ 17.4
50～59歳	223	(16.8)	158	(14.9)	△ 65	△ 29.1	△ 21.8
60～64歳	176	(13.3)	123	(11.6)	△ 53	△ 30.1	△ 26.7
65～69歳	198	(14.9)	140	(13.2)	△ 58	△ 29.3	△ 33.3
70～74歳	148	(11.1)	130	(12.3)	△ 18	△ 12.2	△ 4.8
75歳以上	206	(15.5)	155	(14.6)	△ 51	△ 24.8	△ 13.3

単位：人、（ ）内は構成比(%)

4 漁船

漁船の総隻数は975隻で、前回に比べ260隻（21.1％）減少した。

種類別にみると、動力漁船が587隻（漁船全体に占める割合は60.2％）、船外機付漁船が374隻（同38.4％）、無動力漁船が14隻（同1.4％）で、前年と比べそれぞれ151隻（20.5％）、108隻（22.4％）、1隻（6.7％）の減少となった。

表15 漁船種類別漁船隻数

区 分	平成30年		令和5年		福井県		全国
					増減数	増減率	増減率
						%	%
計	1,235	(100.0)	975	(100.0)	△ 260	△ 21.1	△ 17.3
動力漁船	738	(59.8)	587	(60.2)	△ 151	△ 20.5	△ 15.8
船外機付漁船	482	(39.0)	374	(38.4)	△ 108	△ 22.4	△ 19.0
無動力漁船	15	(1.2)	14	(1.4)	△ 1	△ 6.7	△ 20.8

単位：隻、（ ）内は構成比（％）

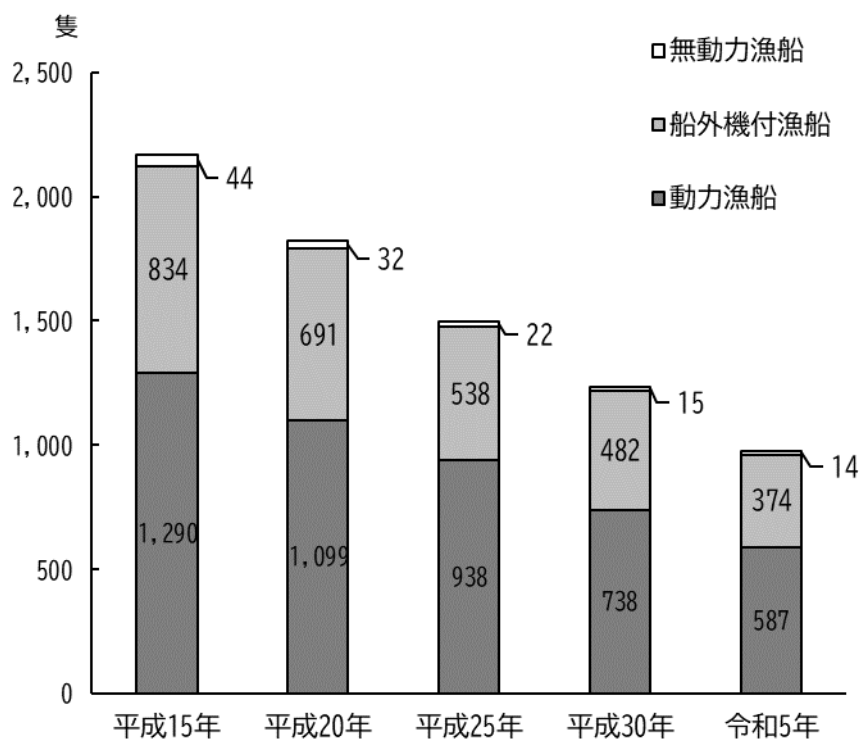


図5 漁船隻数の推移

5 経営改善の取組

(1) 漁獲・収穫した水産物の輸出

海外向けに出荷した経営体は13経営体で、全体に占める割合は2.0%となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額または数量を把握している経営体は4経営体で全体に占める割合は0.6%となっている。

表16 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに輸出していない
		小計	販売金額または数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
経営体数	648	13	4	9	635
構成比（%）	100.0	2.0	0.6	1.4	98.0

注：複数回答がある項目であり、「割合」は全漁業経営体数（648）に対する割合で、合計は100%にはならない。

海外向けに出荷（輸出）とは、自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合または輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。

なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

(2) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベル認証を取得している経営体は9経営体で、全体に占める割合は1.4%となっている。これらはすべてMEL（Marine Eco-Label Japan）の認証を取得している経営体であり、そのほかの認証を取得している経営体はいなかった。

表17 水産エコラベル認証の取得状況

区分	計	取得している（複数回答）							取得していない
		小計	MEL	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G.A.P	
経営体数	648	9	9	—	—	—	—	—	639
構成比（%）	100.0	1.4	1.4	—	—	—	—	—	98.6

・ 水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みをいう。自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。
 〈種類説明〉 MEL（日本；漁業・養殖）、MSC（英国；漁業）、ASC（オランダ；養殖）、BAP（アメリカ；養殖）、Alaska RFM（アメリカ；漁業）、GLOBAL G.A.P（ドイツ；養殖）

(4) 漁業共済の加入

漁業共済に加入している経営体は182経営体で、全体に占める割合は28.1%となっている。

このうち、積立ぶらすに加入している経営体は116経営体で、全体に占める割合は17.9%となっている。

表18 漁業共済の加入状況

区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に 加入していない
		小計	積立ぶらすに 加入している	積立ぶらすに 加入していない	
経営体数	648	182	116	66	466
構成比 (%)	100.0	28.1	17.9	10.2	71.9

・ 漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ◆ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ◆ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ◆ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

・ 積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。